



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2018年1月

No.32

特集

子どものための養育費 その2 ～養育費の確保について～



前回お話しした通り、養育費は子どもの権利です。しかし、実際に養育費を受け取っている家庭は決して多くありません。また、取り決めていても次第に不払いになったり、不定期になったりすることもあります。そんな時、どうしたらいいのかわからず、悩んだ末に諦めてしまう方も多いようです。

そこで今回は、「養育費を支払ってもらえないとき」「養育費で悩んだとき」は、どのような対処方法があるのかご紹介したいと思います。

■養育費を支払ってもらえないときは(養育費の確保)

基本的な対処法として、徐々に支払いが途絶えてきた場合、もし連絡が取れるのであればこまめに督促し、応じないときは裁判所に調停を申し立てるか、弁護士などに相談します。また、裁判所などの書類がある時は、強制執行の手続きを進めます。

■取り決め方別の対処方法

①話し合い(口約束)や一般的な書面(離婚協議書、子どもの養育に関する合意書等)によって取り決めた場合

この場合、一般的な連絡手段(メール・電話・手紙等)で支払いの催促をします。督促をする時は、きちんと期限を決めて伝えます。これで払ってもらえない時は、内容証明郵便^{*1}を利用して催促する方法もあります。

このように督促を行っても相手が支払わない場合、強制的に支払わせることはできません。その時は、家庭裁判所に対して養育費請求の調停または審判などの法的な手段を検討する必要があります。

^{*1} 内容証明郵便： いつ、誰が誰に対してどのような手紙を送ったかについて、郵便局が証明してくれる手紙で、受け取った側のインパクトや、証拠として非常に有効。

②家庭裁判所で決まっている場合

養育費の支払いが決まっている場合は、家庭裁判所が相手に「約束通り履行するように」と勧告を求める申し出をすることができます。(履行勧告)

③強制執行(法的な強制力で養育費を確保)の場合

調停や審判、裁判の判決、和解、公正証書などで決めたのに支払われない場合には、地方裁判所に強制執行(差押え)を申し立てることができます。強制執行を行うと、給料や預金などを差し押さえることができます。また、給与を差し押さえる場合、将来の分も認められるため、いったん手続きをとれば、毎月の支払いごとにあらためて手続きをとる必要はありません。

■養育費のことで悩んだとき

養育費の受け取りのなかばで発生する事情や状況はさまざまです。ここでは、一般的な事例を通して、その対処方法をご紹介します。

Q1.収入や資産を隠して払ってくれないのですが

調停調書などがあるときには、相手の財産の開示を裁判所から命じる手続きをとりましょう。

Q2.相手がどこにいるか不明で連絡がとれない時は？

役所の窓口で相手の書類を必要とする理由を伝え、住民票か戸籍をとりましょう。相手が行方不明の時は、子どもに代わって同居する親が戸籍を請求できます。

Q3.相手が再婚した場合はどうすればよいのでしょうか？

養育費の支払いは子どもの義務として変わることはありません。ただし、相手の生活状況が変わるため、金額については改めて話し合しましょう。

Q4.私が再婚した場合はどうなるのでしょうか？

子どもを養子縁組すると、新たな両親が主な養育責任者となります。子どもの養育に関して新たな両親の収入で不足する分を相手に請求しましょう。

■まずは相談してみましょう

ひとりで問題を解決しよう、親族内でどうにか解決しようとしても、知識不足や情報不足では、なかなか前へ進みません。そんな時、相談機関や専門家に相談することによって、早く解決することもあります。まずは相談してみる大切です。

◆「エールながさき」弁護士による無料法律相談(おひとり 30分・父子家庭も対象)

毎月第3水曜日：午後1～4時(要事前予約。日程が合わない時のご相談ください。)

まずはお電話いただき、相談内容をお伺いした上でご予約いただきます。また、お仕事や遠方でも来所できない方のために電話相談も行っています。

【予約申込】電話：095-813-0800 月曜日～金曜日(祝日除く)：午前10時～午後6時

◆その他相談窓口

● 養育費相談支援センター

フリーダイヤル：0120-965-419 電話：03-3980-4108

メール相談：Info@youikuhi.or.jp URL www.youikuhi-soudan.jp

● 法テラス(日本司法支援センター：法的トラブルでお困りの方の総合案内所)

サポートダイヤル：0570-078374 URL www.houterasu.or.jp

長崎地方事務所：050-3383-5515(面談も可。予約優先制)



■まとめ

子どもに対し、親として経済的な責任を果たし、子どもの成長を支えることは、とても大切なことです。相手への感情もありますが、親同士の問題とは切り離して考えていくことが大切です。養育費の取り決めが困難な時や支払いが滞っている場合、さまざまな要素が絡まりなかなかひとりで解決できない複雑なケースが考えられます。そのような時は、相談機関や専門家など親族以外に相談することで前へ進むための手立てがみえ、道が拓けます。ひとりで抱えず、諦めず、「子どもの権利」のために、私たちと一緒に考え問題解決へ向けて動いていきましょう。

※次回は、子どものための養育費その3・養育費の手続きについて(公正証書・調停調書等)などをご紹介します。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき